

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成 29 年  
12月26日  
(火曜日)

## 目 次

- 規則  
山口県会計規則の一部を改正する規則（会計課）……………一
- 告示  
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要（環境政策課）……………二
- 保安林指定の解除（上関町）（森林整備課）……………四
- 保安林の指定（森林整備課）……………四
- 岩国都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（都市計画課）……………五
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正（砂防課）……………五
- 土砂災害警戒区域の指定の解除（砂防課）……………六
- 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）……………六
- 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）……………七
- 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示の一部改正（会計課）……………七
- 公告  
開発行為に関する工事の完了（建築指導課）……………八



山口県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月二十六日

### 山口県規則第三十号

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県会計規則の一部を改正する規則

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「領収済通知書」の下に「又は返納金領収済通知書（第七十条の二において「領収済通知書等」という。）を、「とき」の下に「又は指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関から領収済通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。同条第四項において同じ。）の送信を受けたとき」を、「調定収納状況一覧表」の下に「又は戻入状況一覧表」を加える。

第七十条の二を次のように改める。

第七十条の二 指定金融機関は、その取扱いに係る県の公金を収納したとき、又は次項及び第三項の規定による送付を受けたときは、総括店においてその収納又は送付に係る領収済通知書等を各日ごとに取りまとめ、これを会計管理者に送付するものとする。

2 指定代理金融機関及び収納代理金融機関（収納代理金融機関たる信用事業を行う農業協同組合を除く。）は、その取扱いに係る県の公金を収納したときは、その収納に係る領収済通知書等を各日ごとに取りまとめ、当該領収済通知書等に収納金日報を添付してこれを指定金融機関に送付するものとする。

3 収納代理金融機関たる信用事業を行う農業協同組合は、その取扱いに係る県の公金を収納したときは、その収納に係る領収済通知書等を各日ごとに取りまとめ、当該領収済通知書等に収納金日報を添付してこれを指定代理金融機関（指定代理金融機関たる信用農業協同組合連合会に限る。）を経由して指定金融機関に送付するものとする。

4 前三項の規定にかかわらず、指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山口県条例第三十二号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用し行われる申請等に係る県の公金を収納したときは、その収納に係る領収済通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を会計管理者に送信するものとする。

第七十一条の見出しを「（小切手振出済通知書等による報告）」に改め、同条第一項の表中歳計現金の収納の項から基金に属する現金の受入れの項までを削る。

### 附 則

この規則は、平成三十年一月一日から施行する。



山口県告示第四百四十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。  
 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十九年十二月二十六日から平成三十年一月十五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
 氏名又は名称 チタン工業株式会社  
 住 所 宇部市大字小串一九七八番地の二五
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
 名 称 チタン工業株式会社宇部開発センター  
 所在地 宇部市大字妻崎開作字作一八〇四番地の一
- 三 特定施設に関する事項  
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 隔りの使用 間
二六―ロ (二基)	七六 (m <sup>3</sup> /日)	平成三〇、 一	平成三〇、 三〇	平成三〇、 一五	連 続 二四時間
二六―ロ	〃	〃	〃	〃	〃
二六―ホ	七三 (g/時)	〃	〃	〃	〃

備考 「二六―ロ」及び「二六―ホ」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十六号の無機顔料製造業の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設をいう。

種 類	項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値				汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
		通 常	最 大	通 常	最 大	
中和処理施設	処理後	〃	〃	〃	〃	〃
	処理前	七	五	六	二〇	二二五
排水ろ過施設	処理後	〃	〃	〃	〃	〃
	処理前	〃	〃	〃	〃	〃

(一) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力 (m <sup>3</sup> /日)	処理の方式	間使用時間隔	の一日当たりの使用時間	概 季 節 的 変 動 の 要 求	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日
中和処理施設	ステンレス製	四〇〇	中和	連続	二四時間	変動なし	平成三〇、三、一	平成三〇、九、三〇	平成三〇、一、一五

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値			汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	通 常	最 大	通 常	
二六―ホ	〃	〃	〃	〃
	三	六	二	一
二六―ロ	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃
二六―ロ (二基)	〃	〃	〃	〃
	七	九	六	〃

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 2 排水口	No. 1 排水口	排水口の		水の		汚染		状態		の		排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
		通	最	通	最	通	最	通	最	通	最	
〃	七	水素イオン濃度 (水素指数)	〃	化学的酸素要求量 (mg/l)	〃	浮遊物質量 (mg/l)	〃	鉍油類 (mg/l)	〃	窒素 (mg/l)	〃	〃
〃	八	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〇・二五	六	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一	二〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〇・一	二〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一	三〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一	二	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〇・〇二	一〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〇・一〇〇〇二	六五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〇・〇〇二	〇・五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〇・〇一	一・八	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一六	六〇五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一六	七八三	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

山口県告示第四百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成二十九年十二月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
熊毛郡上関町大字長島字東猿ヶ岳一〇四七八の二
- 二 保安林として指定された目的  
魚つき
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

山口県告示第四百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十九年十二月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 保安林の所在場所  
下関市菊川町大字下保木字河内館ヶ原一四九、字白木中尾谷一五〇、字白木一五三、一五五から一五八まで、一六三、一六七、一六八、一七〇から一七二まで、一七六、一七八、一八一、一八三、一八四、一八六、一八七、一九一、一九一の一、一九

- 七、一九九から二〇一、二〇三から二〇八まで、二二〇の一、二二〇の二、二二一、二二三から二二一まで、字白木壁岩二二二、二二四、字河内四郎ヶ谷二二七から二三〇まで、字河内砂利二二三の一、二二三の二、字松尾二二三の四、三四九から三五八まで、三六〇、三六一の一、三六八、三六九、五八〇、五八一、字河内祐ヶ諏訪二三四、二三六、二三六の一、二三七、二四一、二四二、字河内八文需二四四の一、字河内市ヶ迫二四五、二四九、二五〇、二五二、二五三、二五九、二六一、二六三、二六六、二六八、二七〇の一、字河内中ノ浴二七三の一、二七五、字河内茶ノ木ヶ浴二七六、二七九、字市ヶ迫三二三、三三四、三三五の一、五八三、五八四、字柳谷悪水ヶ浴三二九、三四五、三四六、字柳谷北山三三四、字柳谷三三七、三四〇、三四七、五六〇、五八六
- 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
      - 下関市菊川町大字下保木字河内館ヶ原一四九・字白木中尾谷一五〇・字白木二〇八・字河内四郎ヶ谷二二三〇・字松尾三五四から三五七まで・字河内祐ヶ諏訪二三六・字柳谷三四〇・三四七・五八六（以上一二筆について次の図に示す部分に限る。）
      - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所

山口市阿東嘉年上字大田五四七の二、字大坪六九三、字御竹八八四、八八五、八九一、字出戸上一三二六、字大平一三三九、一三四八、一三四九、字御竹免一六三五の一、一六四二の一、一七九七、字新宅一七九八、字中一八七六の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百四十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、岩国都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十九年十二月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 施行者の名称

岩国市

二 都市計画事業の種類及び名称

岩国都市計画下水道事業岩国市公共下水道

三 事業施行期間

昭和二十七年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

四 事業地

岩国市元町一丁目、元町二丁目、元町三丁目、元町四丁目、昭和町一丁目、昭和町二丁目、昭和町三丁目、立石町一丁目、立石町二丁目、立石町三丁目、立石町四丁目、新港町一丁目、新港町二丁目、新港町三丁目、新港町四丁目、新港町五丁目、錦見一丁目、錦見二丁目、錦見三丁目、錦見四丁目、錦見五丁目、錦見六丁目、錦見七丁目、錦見八丁目、麻里布町一丁目、麻里布町二丁目、麻里布町三丁目、麻里布町四丁目、麻里布町五丁目、麻里布町六丁目、麻里布町七丁目、今津町一丁目、今津町二丁目、今津町三丁目、今津町四丁目、今津町五丁目、今津町六丁目、室の木町一丁目、室の木町二丁目、室の木町三丁目、室の木町四丁目、室の木町五丁目、山手町一丁目、山手町二丁目、山手町三丁目、山手町四丁目、装束町一丁目、装束町二丁目、装束町三丁目、装束町四丁目、装束町五丁目、装束町六丁目、砂山町一丁目、砂山町二丁目、飯田町二丁目、飯田町三丁目、桂町一丁目、桂町二丁目、岩国一丁目、岩国二丁目、岩国三丁目、岩国四丁目、日の出町、三笠町一丁目、三笠町二丁目、三笠町三丁目、川口町一丁目、川口町二丁目、牛野谷町一丁目、牛野谷町二丁目、牛野谷町三丁目、門前町一丁目、門前町二丁目、門前町三丁目、門前町四丁目、門前町五丁目、尾津町一丁目、尾津町二丁目、尾津町三丁目、尾津町四丁目、尾津町五丁目、平田四丁目、平田五丁目、平田六丁目、南岩国町一丁目、南岩国町二丁目、南岩国町三丁目、南岩国町四丁目、灘町、旭町一丁目、旭町二丁目、旭町三丁目、川下町一丁目、川下町二丁目、川下町三丁目、車町一丁目、車町二丁目、車町三丁目、中津町一丁目、中津町二丁目、中津町三丁目、楠町一丁目、楠町二丁目及び楠町三丁目

山口県告示第四百五十号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示(昭和五十六年山口県告示第六百六十号)の一部を次のように改正する。

平成二十九年十二月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

二 区域の範囲

内容谷地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	大 字	名 字	名 地	番 番	標 柱	番 号
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	周南市下	上内谷
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
五八四の三	五八八の六	五八九の四	五七四	五七七	五七七	五七七	五七七	五七七	五六一	五八三の一	五八三の一
九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号			

**山口県告示第四百五十一号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十年山口県告示第三百七十一号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十九年十二月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
彦島江の浦町(一)(6)、彦島江の浦町(一)(7)、彦島江の浦町(一)(13)、彦島江の浦町(一)(14)、彦島江の浦町(一)(15)、彦島江の浦町(一)(16)、彦島江の浦町(一)(17)
- 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市市民部防災安全課に備え置いて縦覧に供する。）
- 一 解除に係る区域の名称  
彦島江の浦町(二)(1)、彦島江の浦町(二)(2)
- 二 解除に係る区域の範囲

- 次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市市民部防災安全課に備え置いて縦覧に供する。）

**山口県告示第四百五十二号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十九年十二月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称  
彦島江の浦町(一)(6)、彦島江の浦町(一)(7)、彦島江の浦町(一)(13)、彦島江の浦町(一)(14)、彦島江の浦町(一)(15)、彦島江の浦町(一)(16)、彦島江の浦町(一)(17)
- 二 区域の範囲  
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市市民部防災安全課に備え置いて縦覧に供する。）
- 一 区域の名称  
彦島江の浦町(二)(1)、彦島江の浦町(二)(2)
- 二 区域の範囲  
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市市民部防災安全課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第四百五十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十九年十二月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称  
彦島江の浦町(一)(6)、彦島江の浦町(一)(7)、彦島江の浦町(一)(13)、彦島江の浦町(一)(15)、彦島江の浦町(一)(16)
  - 二 区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市市民部防災安全課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 区域の名称  
彦島江の浦町(一)(1)
  - 二 区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市市民部防災安全課に備え置いて縦覧に供する。）
- 山口県告示第四百五十四号
- 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示（平成

三年山口県告示第九百三十二号）の一部を次のように改正し、平成三十年一月四日から施行する。

平成二十九年十二月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

二の表株式会社西京銀行の項を次のように改める。

株式会社西京銀行	周南市平和通一丁目一〇の二	国内に所在する店舗	一 公金（地方譲与税、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国庫支出金及び県債を除く。）の表において同じ。）の収納事務（マルチペイメントネットワークを利用する方法によるものを除く。） 二 公金の支払事務の一部
----------	---------------	-----------	--

三の表株式会社みずほ銀行の項中「東京都千代田区丸の内一丁目三番三号」を「東京都千代田区大手町一丁目五番五号」に改め、同表株式会社三菱東京UFJ銀行の項取扱事務の範囲の欄中「ク」を「公金の収納事務（マルチペイメントネットワークを利用する方法によるものを除く。）」に改め、同表株式会社三井住友銀行の項を次のように改める。

株式会社三井住友銀行	丸の内一丁目一〇番二号	国内に所在する店舗	公金の収納事務（県外に所在する店舗にあっては、マルチペイメントネットワークを利用する方法によるものを除く。）
------------	-------------	-----------	--

三の表株式会社福岡銀行の項を次のように改める。

株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神二丁目一三番一号	県内に所在する店舗	公金の収納事務（マルチペイメントネットワークを利用する方法によるものを除く。）
----------	------------------	-----------	---

三の表株式会社西日本シティ銀行の項中「収納事務」の下に「（マルチペイメントネットワークを利用する方法によるものを除く。）」を加え、同表株式会社北九州銀行の項を次のように改める。

株式会社北九州銀行	北九州市小倉北区堺町二丁目一〇号	国内に所在する店舗	公金の収納事務（本店、門司支店、福岡支店、八幡支店、戸畑支店、若松支店、三萩野支店、八幡中央支店、赤坂門司支店、博多中央支店、小倉東支店、西新支店、折尾支店、守恒支店、八幡南支店、沼支店、天神支店、行橋支店及び大里支店以外の店舗にあっては、マルチペイメントネットワークを利用する方法による
-----------	------------------	-----------	--

三の表三井住友信託銀行株式会社「ク」を「公金の収納事務（マルチペイメントネットワーク）を利用する方法によるものを除く。」に改め、同表株式会社もみじ銀行の項及び株式会社ゆうちょ銀行の項を次のように改める。

株式会社もみじ銀行 広島市中区胡町 一番二四号	国内に所在する店舗	公金の収納事務（県外に所在する店舗（小倉支店を除く。）にあつてはマルチペイメントネットワークを利用する方法によるものに限り、小倉支店にあつては口座振替の方法によるもの及びマルチペイメントネットワークを利用する方法によるものに限る。）
株式会社ゆうちょ銀行 東京都千代田区霞が関一丁目三番二号	国内に所在する店舗及び日本郵便株式会社（平成十七年法律第百号）第二条第四項に規定する郵便局（株式会社ゆうちょ銀行を銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十六条に規定する所屬銀行とする同条第十四項に規定する銀行代理業を営む日本郵便株式会社の営業所として当該銀行代理業の業務を行うものに限る。）	公金（県税、手数料及びふるさと納税に限る。）の収納事務（現金又は現金に代えて納付される証券によるもの（手数料にあつては、マルチペイメントネットワークを利用する方法によるものに限る。）

三の表西中国信用金庫の項中「新垢田代理店」及び「ときわ代理店」を削り、同表株式会社商工組合中央金庫の項取扱事務の範囲の欄中「ク」を「公金の収納事務（マルチペイメントネットワーク）を利用する方法によるものを除く。」に改め、同表朝銀西信用組合の項中「岡山市駅前町二丁目六番一九号」を「岡山市北区駅前町二丁目六番一九号」に改め、同表中国労働金庫の項中「広島市南区金屋町一番一七号」を「広島市南区稲荷町一番一四号」に改め、同表山口大島農業協同組合の項中「大島郡周防大島町大字久賀四七二一の一」を「大島郡周防大島町大字久賀四七二三」に改め、同表岩国市農業協同組合の項中「岩国市山手町一丁目一四番五号」を「岩国市麻里布町六丁目七番二七号」に改め、同表山口東農業協同組合の項中「岩国市多田九七の二」を「多田九七の二」に改め、同表山口中央農業協同組合の項中「山口市吉敷四五二五の一」を「山口市維新公園三丁目一番一号」に改める。



(三二五) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十九年十二月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
下松市瑞穂町一丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪市北区大淀中一丁目一番八八号  
積水ハウス株式会社

平成二十九年十二月二十六日印刷  
平成二十九年十二月二十六日発行

発行人 山口県知事